⑷　Delivery period : 13 July 2018
⑸　Delivery place : To be specified later
⑹　Time limit of tender : 11 : 00 AM 31 May 2018
⑺　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have been qualified through the examination of qualifications by Ministry of Internal Affairs and Communications (Single Qualification for every ministry and agency) or JAPAN POST HOLDINGS CO., LTD. for participating in tenders for manufacturing or purchasing equipment.
⑻　Contact point for the notice : Etsuhiro Fujita, Hospitals & Hotels Management Division, Hotels Management Department, JAPAN POST HOLDINGS CO., LTD., 19―15 Shinbashi 6-chome Minato-ku Tokyo 105―8617 Japan. TEL. 03―5404―3023

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年4月10日
支出負担行為担当官
大阪航空局長　川勝　弘彦

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27
○阪空契第1868号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　海上保安庁庁舎・格納庫新築工事
⑶　工事場所　福岡県京都郡苅田町（北九州空港）
⑷　工事内容　本工事は、北九州空港に海上保安庁の庁舎及び格納庫等の新築を行うものである。
１）建築工事
①　庁舎　鉄筋コンクリート造　２階建（塔屋２階）建築面積753.84㎡　延床面積1,539.56㎡
②　格納庫　鉄骨造　２階建建築面積3,272.06㎡　延床面積3,640.17㎡
③　付属棟　鉄筋コンクリート造　平屋建
・機体洗浄機械室　建築面積・延床面積25.00㎡
・油脂庫　建築面積・延床面積16.00㎡
・受水槽室　建築面積・延床面積17.50㎡
・燃料ポンプ室　建築面積・延床面積15.33㎡
・ハイドランド　建築面積・延床面積10.40㎡
・自転車置場　建築面積・延床面積16.64㎡
２）付帯工事
①　取付道路舗装　約3,200㎡
②　構内舗装　約1,500㎡
③　雨水排水管（Φ800）約440m
④　管理フェンス設置　約460m
⑸　工期　契約締結の翌日から平成31年９月30日まで
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約3,800㎥　鉄筋約440ｔ　鉄骨約610ｔ
⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
⑼　本工事は、総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する通知を行う工事である。
⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑾　本工事は、入札等を電子調達システムで行う対象工事である。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）又は単体有資格者（以下「単体」という。）であること。
なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　開札時までに大阪航空局の平成29・30年度一般（指名）競争参加資格者のうち「建築工事業」での認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
⑶　特定ＪＶの代表者、経常ＪＶ又は単体においては、大阪航空局における平成29・30年度一般（指名）競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が建築工事業において1,200点以上であること。また、特定ＪＶの代表者以外の構成員においては、大阪航空局における平成29・30年度一般（指名）競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が建築工事業において1,000点以上であること。
⑷　会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑺　次に掲げる施工実績を有すること。
１）特定ＪＶの代表者、経常ＪＶ又は単体にあっては、平成15年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した、「同種工事１」の実績（発注者は問わない。民間実績も可とする。）を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。）
なお、当該実績が国土交通省又は内閣府沖縄総合事務局の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。
【同種工事１】
・内容：大規模空間を有する建築物の新築又は増築（基礎、躯体、外装を含む建築一式工事）
・構造：鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
・規模：鉄骨トラス梁で梁間50m以上の連続架構を有すること。
２）特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、平成15年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した、「同種工事１」又は「同種工事２」の要件を満たす工事の実績（発注者は問わない。民間実績も可とする。）を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。）なお、当該実績が国土交通省又は内閣府沖縄総合事務局の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。
【同種工事２】
・内容：建築物の新築又は増築（基礎、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事）
・構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
・規模：延べ面積　1,000㎡以上
⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。なお、特定ＪＶ、経常ＪＶの場合は全構成員が必ず１名以上配置しなければならない。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は要しない。なお、調査基準価格を下回った